〇〇保護者クラブ規約

第１章　総則

（名称等）

第１条　この団体は、総称を「〇〇保護者クラブ」（以下「本保護者クラブ」という。）と称する。

（目的）

第２条　本保護者クラブは、従来の学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン（令和５年３月　岐阜県教育委員会（以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・Ⅲに準じ、生徒の健全育成を目指す。

第２章　組織

（生徒）

第３条　本保護者クラブへの参加生徒は、双葉中学校に在籍している生徒とする。

（保護者）

第４条　本保護者クラブに参加する生徒の保護者は、本保護者クラブの運営、管理に責任を持つ。

（役員）

第５条　本保護者クラブに、次の役員を置く。

（１）保護者クラブ会長

（２）保護者クラブ副会長

（３）会計

（４）その他、必要とする役職

（指導者）

第６条　本保護者クラブの指導者は、美濃加茂市教育委員会が主催する「指導者講習会」を受講し、美濃加茂市教育委員会が発行した「指導者講習会受講証」を取得している者を１名以上確保することとする。

第７条　本保護者クラブの指導者は、本保護者クラブから委嘱されたものとする。

第８条　本保護者クラブの指導者の委嘱期間は１年間とする。ただし、委嘱期間であっても規約第２条から大きく逸脱するとき、その他指導者の責めに帰す理由により委嘱を継続することが適当でないと認めるときは、委嘱期間内であっても解職できるものとする。

第３章　保護者クラブの参加申し込み及び取り消し

（参加申し込み）

第９条　本保護者クラブへの参加を希望する生徒は、別に定める「保護者クラブ参加申込書（様式１）」を保護者クラブ会長へ提出する。

第１０条　本保護者クラブの活動期間は１年間を原則とし、毎年度手続きをする。

（参加取り消し）

第１１条　本保護者クラブへの参加を取り消す場合については、別に定める「保護者クラブ参加取消書（様式２）」を保護者クラブ会長へ提出する。また、保護者クラブ会長はこれを妨げない。

第４章　会議

（会議）

第１２条　本保護者クラブの会議を年１回以上開催する。

第１３条　第１２条に定める会議において次の事項を付議する。

（１）役員の選出

（２）活動計画、収支予算の決定及び変更

（３）活動報告、収支決算の承認

（４）規約の改正

（５）その他、会議出席者より提案され、議長が必要と認めた事項

（会議の成立）

第１４条　会議は本保護者クラブの保護者の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

（会議の決議）

第１５条　会議の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決める。

（会議議事録の作成）

第１６条　会議議事録を作成し、議長は会議議事録に署名する。

第５章　会計規約

（費用）

第１７条　本保護者クラブにおいて活動に必要な費用を個人に過重な負担のない範囲で徴収することとする。

（会計の管理）

第１８条　本保護者クラブの会費は、会計担当が管理する。

（会計年度）

第１９条　本保護者クラブの会計年度は毎年４月１日から３月３１日までとする。

（会費の返金）

第２１条　本保護者クラブへの参加を取り消す生徒へは、「保護者クラブ参加取消書（様式２）」を提出した翌月より３月分までの費用の返金を行うものとする。

（予算及び決算）

第２２条　すべての財源および使途、現在の経理状況を示す会計報告及び年度予算は会議の承認を得なければならない。

（会計監査）

第２３条　本保護者クラブの会計監査は、該当年度の会計担当者以外のものが行う。

第６章　事業計画

（事業計画）

第２４条　本保護者クラブは別に定める「〇〇保護者クラブ事業計画書（活動計画書）」に基づき活動を行う。

第７章　事故及び怪我への対応

（保険への加入）

第２５条　本保護者クラブで活動する生徒及び指導者は、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入する。

（事故及び怪我への対応）

第２６条　本保護者クラブ活動中に事故や怪我が発生した場合は、保護者会長及び保護者クラブ会員は受傷者への対応を優先するとともに、該当生徒の保護者へ早急に連絡をする。

第８章　細則

（細則）

第２７条　本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、当事者並びに役員の話し合いで決定する。

（規約の改正）

第２８条　本規約は、会議の決議によって改正することができる。

附則

本規約は、令和５年〇月〇日より施行